

国民健康保険の保険証を更新します

# 新しい保険証は 9月中旬に発送します

●問い合わせ 保険課 (☎34-3203 図39-2523)



## 昨年からの変更点

台紙の色が、緑色から「茶色」になります。

### 保険証の発送

新しい茶色の保険証を、9月中旬に世帯主の方に郵送します。保険証は圧着封筒でお届けし、1通につき3人分の保険証が入っています。国保加入者が4人以上いる場合は、複数の圧着封筒が届きます。

保険証が届きましたら、世帯員全員の保険証が入っているか、記載内容に誤りがないかご確認ください。

### 保険証の有効期限

新しい保険証の有効期限は、平成25年9月30日です。ただし、次の方は有効期限が異なります。

- ①平成25年9月30日までに75歳になる場合

満75歳の誕生日の前日がある

有効期限となります。75歳の誕生日までに長野県後期高齢者医療広域連合より新しい保険証が交付されます。

- ②退職被保険者および退職被扶養者の方で平成25年9月1日までに65歳になる場合

65歳の誕生日の月末（1日生まれの場合は前月末）が有効期限となります。有効期限までに一般被保険者資格の保険証をお送りします。

なお、退職被保険者が65歳到達により月末で有効期限が切れる場合には、退職被扶養者の方は、65歳未満であっても、有効期限は退職被保険者と同じとなります。

### 国保に加入するとき、

またはやめるとき

職場の健康保険などをやめ



たときや、加入したときは、市役所に届出が必要となります。必ず手続きをしてください。また、不要となった国民健康保険証は手続きの際お返しくください。

## 特定健診を受けましょう

平成24年度松本市国民健康保険特定健診の個別健診（市内指定医療機関での受診）は、9月末で終了します。また、10月以降は集団健診（日にち・場所が指定された健診）を受診してください。

受診券がないと、受診できませんのでご注意ください。

健診費用総額（最大8,840円）に対し、松本市国保加入の方は受診料が一律1,000円になります。なお、後期高齢者の方は無料です。

この機会にぜひ受診し、ご自身の健康状態をチェックしましょう！



▲各種検診のご案内冊子と緑色の封筒

### 外国人のみなさんへ

住民基本台帳法の改正により、7月9日から外国人の皆さんも住民票に記載されることになりました。松本市国民健康保険被保険者証の氏名は、住民票に記載の表記として、外国人の方で住民票の氏名欄がアルファベットの方は保険者証もアルファベットで表記されます。ただし、通称名をお持ちの方は通称名で表記しますので、今後、通称名をご希望の方は市民課にご相談ください。